

## **「医療費のお知らせ」が 平成29年分から確定申告に利用可能となりました！**

所得税法の改正に伴い、医療費控除の申告手続きが見直され、平成29年分の医療費控除申告から、「医療費のお知らせ」を「医療費控除の明細書」に添付すると明細の記入を省略できるようになりました。

当健康保険組合では、今まで6ヶ月分を年2回発行しておりましたが、今回は、平成29年1月から11月診療分までをまとめた「医療費のお知らせ」を2月中旬に送付させていただきます。

なお、12月に診療を受けられた場合には、医療機関から発行された領収書に基づいて明細を記入していただくことになります。

ただし、「医療費のお知らせ」を添付する場合は、原本を添付してください。

また、領収書を添付しない場合は、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※ 確定申告に関する詳細については税務署へお問い合わせください。